

自治体名	事業対象地域	事業参画主体と主な役割				現在の検討課題	現時点での対応策	モデル事業検討・実施の効果
		日常的金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	監督・支援団体	その他			
京極町	市町村全域	行政、社会福祉協議会が主体となり、制度設計や関係機関への調整などを行っている。				<ul style="list-style-type: none"> 意思決定サポーターの養成 利用料の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 養成研修カリキュラムの作成 事例収集 	権利擁護支援体制の拡充
藤沢市	市町村全域	市社会福祉協議会	市民後見人養成講座受講者	藤沢市		<ul style="list-style-type: none"> 金銭管理の範囲（金銭以外にも支援の必要性あり） 意思決定支援 	検討中	制度のはざまの支援、それに対応している支援者の存在発見。それに寄り添うことで、チームで支援する機運が醸成された。
長野市	市町村全域	▼主体 病院（医療SW）、施設（相談員）等	▼主体 市民後見人	▼主体 市社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> 利用料の設定（対象者が困窮している場合が多く安価なサービスでないと利用されないのではないか） 事業者登録（緊急時の利用を目的としているのに事前登録制はどうか） 緊急時の対応（緊急時の対応にえられるか） 財政部局との調整 	市社協の既存事業を拡大して緊急時の金銭管理が可能になるよう検討している。	身寄りのない人の入院・入所に係る地域ガイドラインと合わせて検討することで関係機関と課題の共有と求められる仕組みについて検討を深めることができた。
豊田市	市町村全域	▼主体 介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者 ▼役割 日常的な金銭管理支援	名称：意思決定フォロー ▼主体 市民（市民後見人養成講座修了生又はフォロー養成講座修了生） ▼役割 意思決定の後押し	▼主体 当事者、市民後見人、介護保険サービス又は障がい福祉サービス事業者、弁護士、司法書士、中核機関（豊田市、豊田市成年後見支援センター）等 ▼役割 事務局機能、合議体（支援の確認、監督）、専門員派遣（金銭管理、意思決定の状況確認）		<ul style="list-style-type: none"> 生活基盤サービス事業者の新規参加 件数が増えた時の対応 	<ul style="list-style-type: none"> 生活基盤サービス事業者の新規参加 →介護保険サービスや障がい福祉サービス事業者への周知 件数が増えた時の対応 →事務フローの作成 	本人がより良い生活をできるように、関係者が行動してくれていること（外出機会の提供や思い出の写真の提供など）。
八尾市	市町村全域	「おかねのみまもり」 ▼主体 検討中 ▼役割 詐欺被害防止の観点から、大きなお金を管理する、たとえば、 <u>同じ金融機関で2種類の口座を開設し、大きなお金が入っている通帳と本人が管理する日々のお金が入っている通帳で金銭管理をする対応</u> （下線部は※1とする）といったものを想定している。	「おmoiのみまもり」 名称：見守り隊 ▼主体 市民後見人OB、バンク登録者 ▼役割 月2回程度の訪問を通じて、本人とのコミュニケーションを図り、本人意思に寄り添って困りごとや希望を可能な範囲で実現いただいている。	▼主体 弁護士会、司法書士会、社会福祉士会より各1名に委嘱済。 ▼役割 事業やケースの課題等について、専門的な知見を有する第三者の立場からご意見をいただくため設置。弁護士会、司法書士会、社会福祉士会に協力いただき、各1名を推薦いただき、委嘱済。	「窓口支援機関」 ▼主体 八尾市社会福祉協議会 ▼役割 八尾市が委託し、日々の書類のやりとりや対象者の選定、見守り隊の相談対応などを実施。	<ul style="list-style-type: none"> おかねのみまもり…金融機関の現金取り扱いの厳格化により検討が進まない状況。八尾市が想定している詐欺被害防止の観点から、大きなお金を管理する方策（※1）についても金融機関との協議は進んでいない。 おmoiのみまもり（見守り隊）…市民後見人OB及びバンク登録者に登録いただいているが、市民後見人として支援する場合とモデル事業は利用者像が異なる点、活動内容が不明瞭な点、本人に寄り添う結果、市の想定以上の支援を見守り隊がしたい場合の対応など。 監督機関…担っていただく役割が不明瞭。監督機関の設置を前提とした事業であったため弁護士会、司法書士会、社会福祉士会に協力いただき、八尾市見守り推進事業検証委員会を設置したが、現時点では開催に至っておらず、今後、検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> おかねのみまもり…既存の仕組みで対応できる方策（※1）の検討を進めるためにも、金融庁や金融機関からの事業理解とそのスキームへの協力が必要と感じている。 おmoiのみまもり…見守り隊と密に連携し、見守り隊の活動内容を密な情報共有を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当事業を実施するにあたり、八尾市では関係機関とのヒアリングを重要視し、特に、令和4年度は現状やニーズ把握に努めた。 おかねのみまもりでは、金融機関との関わりができて、そこから成年後見制度利用促進協議会にオブザーバー参加いただくなど、市としてこれまで関わりの少なかった事業者とも関係性ができたと感じている。 おmoiのみまもりでは、いくつかの地域包括支援センターにヒアリングや対象者の選定に協力いただいております、非常に重要な事業と認識いただき、継続的にモデル事業の利用が適当と考えられる対象者を取り次いでいただいている。

持続可能な権利擁護支援モデル事業取組・検討状況調査（併：意思決定支援確保策に関する調査） 回答結果（一覧表）【テーマ②実施自治体】テーマ共通

自治体名	事業対象地域	事業参画主体と主な役割				現在の検討課題	現時点での対応策	モデル事業検討・実施の効果
		日常的金銭管理サービス事業者	意思決定サポーター	監督・支援団体	その他			
山口市	市町村全域	<p>【検討の体制】</p> <p>市社会福祉協議会（支援検討ワーキンググループ事務局・構成員） 学識経験者（支援検討ワーキンググループ構成員） 県弁護士会（支援検討ワーキンググループ構成員） 県司法書士会（支援検討ワーキンググループ構成員） 県社会福祉士会（支援検討ワーキンググループ構成員） 福祉サービス事業者（支援検討ワーキンググループ構成員） 相談支援機関（支援検討ワーキンググループ構成員） 医療機関（支援検討ワーキンググループ構成員）</p>				<p>（仮称）意思決定サポーター：活動内容・方法、養成、保険、報償の金額・支払い方法</p> <p>生活支援サービス事業者：想定候補事業者からの事業実施の協力、活動内容の絞り込み</p> <p>その他：利用料の設定、地元金融機関の事業参画、財政部局との調整</p>	検討中	現時点では、該当するような効果はない。
黒潮町	市町村全域	▼主体 介護保険事業所 信用金庫	▼主体 あったかふれあいセンター	▼主体 社会福祉協議会		<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークの構築 ・周知・啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との協議の場の設定 ・市民講座等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に権利擁護について関係者と議論する機会が増えた。 ・権利擁護支援について金融機関の理解が進み、意見交換の場への参加が得られた。
大川市	市町村全域	▼主体 金銭管理サービス事業者： 市社会福祉協議会 金銭管理サービス事業者の 協力者：地元信用金庫	▼主体 介護・障害福祉サービス職 経験者 民生委員 社会福祉法人の職員	▼主体 大川市	<p>意思決定サポーターの管理監督団体：市成年後見センター 監督・助言：市権利擁護ネットワーク会議</p>	<p>信用金庫以外の金融機関の事業参画</p>	<p>市内の金融機関で構成する金融協会の幹事行と協議を重ねたが、本店が市内にないこと、支店は数百支店のうちの1つであって、その1つのためだけに本店がモデル事業のような対応を可としない。</p> <p>郵便局においては、ゆうちょ銀行からの委託業務であるため、判断する立場にないとの意見であった。</p> <p>入院中など、本人が窓口に行くことができない状態の場合に、第三者が本人に代わって出金することを許容するのはリスクがあるため、その代わりに手段として、本市モデル事業においては、地元信用金庫に対し、あらかじめ本人が口座振替依頼書を提出しておくことで、医療機関が日常的な金銭管理事業者に請求書を送り、日常的な金銭管理事業者から地元信用金庫に対し、医療機関へ振込依頼書を送付すれば、本人の指定口座から医療機関へ振込処理を行うという方法をとることとした。</p> <p>現状では他の金融機関の参画がないため、地元信用金庫に口座を開設しなければこの仕組みが使えないため、他金融機関の参画が事業利用者の拡大のカギを握っている。本市のモデル事業における地元信用金庫の対応は、本人の財産を第三者に横領されるリスクはなく、本人の意思に基づき本人が必要としている医療費等の支払いに充てるものであるため、他行でも実施されるよう、金融庁等から各金融機関への働きかけをお願いしたい。</p>	<p>市、市社会福祉協議会、市成年後見センターだけでなく、医療機関や金融機関、社会福祉法人等と市民の権利擁護に関する課題の共有及び課題解決へ向けた規範的統合ができた。</p>
古賀市	市町村全域	▼主体 古賀市社会福祉協議会	▼主体（候補者） 市民後見人、市内介護予防サポーター	▼主体 古賀市権利擁護推進委員会	<p>意思決定サポーター養成：古賀市社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の設定 ・意思決定サポーター養成の検討 ・金融機関への協力依頼 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市、社会福祉協議会の協議（対象者の設定、利用料など） ・市民後見人や市内介護予防サポーターへのモデル事業に関する説明 ・金融機関への協力要請（地域連携ネットワーク協議会への参画） 等 	<p>権利擁護事業全般の見直し、再構築の検討を行う機会となっている。</p>

意思決定支援確保策に関する調査 回答結果【テーマ②実施自治体】

自治体名	意思決定サポーターの担い手（現在）	意思決定サポーターの担い手（今後）	意思決定サポーターの活動場面	意思決定サポーターが活動しやすくなるための仕組み・取組	意思決定サポーターの活動を通じてみられた（期待する）効果	本人が意思を表明しやすくするための工夫や、本人の意思を尊重するための工夫（意思決定サポーター以外）
京極町	①市民後見人（含OB） ②市民後見人養成講座修了者 ⑨法人後見担当者、相談支援事業所	③認知症サポーター、養成講座修了者 ④介護サービス相談員 ⑤日常生活自立支援事業の生活支援員（含OB） ⑥介護・障害福祉サービス職経験者 ⑧民生委員	・月2回程度訪問し、金銭管理の状況について本人の思いの聞き取りを行う。 ・要望に応じ、一緒に郵便物の確認なども行う。	①候補者に向けた研修や説明会の実施 ②本人との面談の設定及びフォロー ③認定書や身分証明書の発行 ④日常的な相談体制の構築 ⑤定期報告のための様式の簡素化 ⑥サポーター同士の交流会の実施	・権利擁護支援体制の拡充 ・意思決定支援の意識醸成	—
藤沢市	②市民後見人養成講座修了者	検討中	現在の事業対象者には、意思決定サポーターの必要性がそこまで感じられているように感じない（対象者の状況がそれ以外の状況のため）。 そのため、本人にメリットを説明して、利用料金を徴収するのは、なかなか難しいと感じている。	④日常的な相談体制の構築 ⑤定期報告のための様式の簡素化	本人に関係を築くことで、支援関係者だけでは見えなかった本人ニーズの汲み取りを期待している。	本人の様子（本人の言動や家の中etc）をしっかりと観察し、本人の見えないニーズを具現化することで、この人がいるから〇〇ができた！という体験を本人に重ねてもらおう。そのためには、サポーターの資質向上が必須。
長野市	①市民後見人（含OB） ②市民後見人養成講座修了者	③認知症サポーター、養成講座修了者	・入院・入所中の生活面での不安解消 ・ACPに関する聞き取り	②本人との面談の設定及びフォロー ③認定書や身分証明書の発行 ④日常的な相談体制の構築 ⑤定期報告のための様式の簡素化	未実施のため回答できません。	意思決定支援サポーターの活動のみでは支援は困難であり、支援者チームを編成して役割を分担することを記載したガイドライン（身寄りのない人の入院・入所に係る地域ガイドライン）を普及することで、地域での取り組みとして浸透させていく。
豊田市	①市民後見人（含OB） ②市民後見人養成講座修了者 ⑨意思決定フォロワー（意思決定サポーター）養成研修修了者	③認知症サポーター、養成講座修了者 ④介護サービス相談員 ⑤日常生活自立支援事業の生活支援員（含OB） ⑥介護・障害福祉サービス職経験者 ⑦当事者・当事者団体（本人、家族を含む） ⑧民生委員	・本人の話の傾聴（本人の好き嫌いや日々の希望や困りごとなどを聞く） ・お金の使い道を一緒に検討	①候補者に向けた研修や説明会の実施 ②本人との面談の設定及びフォロー ③認定書や身分証明書の発行 ④日常的な相談体制の構築 ⑤定期報告のための様式の簡素化 ⑥サポーター同士の交流会の実施 ⑦活動に対する自治体等からの表彰	・市民目線の関わりによる地域生活上の意思決定の充実 ・関係性の濫用（への発展の可能性）に対するけん制効果 ・権利擁護支援が必要になっても、市民の尊厳のある生活が確保される地域づくり	・イラストや筆記によるコミュニケーションツールの活用
八尾市	①市民後見人（含OB） ②市民後見人養成講座修了者	検討中	・月2回程度の訪問を通じて、本人とのコミュニケーションを図り、本人意思に寄り添って困りごとや希望を可能な範囲で実現いただいている。 ・市民後見人OBに現在活動いただいているが、本人に寄り添って市の想定以上のことに取り組んでいただいている現状。	②本人との面談の設定及びフォロー ③認定書や身分証明書の発行 ④日常的な相談体制の構築 ⑦活動に対する自治体等からの表彰	現在の利用者は、当初はおもいのみまもりの利用をためらうこともあったが、今では、次に会う約束をする際にも、「早く来てほしい」といった発言も見られ、見守り隊が本人の生活の一部に溶け込んでいるように感じている。	おもいのみまもりに関しては、基本的には見守り隊に本人との関わりの部分はお任せしているが、サポーターの支援内容が定まった制度や事業でなく、手探りで内容を検討する「モデル事業」として実施していることであることから、見守り隊が不安を感じたり疑問を抱く場面は多々ある。 それらをチームとして一緒に考えて対応していくことで、現時点では、本人にとっても見守り隊が生活の中に溶け込んでおり、見守り隊自身も強いやりがいを感じていただいている。

意思決定支援確保策に関する調査 回答結果【テーマ②実施自治体】

自治体名	意思決定サポーターの担い手（現在）	意思決定サポーターの担い手（今後）	意思決定サポーターの活動場面	意思決定サポーターが活動しやすくなるための仕組み・取組	意思決定サポーターの活動を通じてみられた（期待する）効果	本人が意思を表明しやすくするための工夫や、本人の意思を尊重するための工夫（意思決定サポーター以外）
山口市	検討中	②市民後見人養成講座修了者 ③認知症サポーター、養成講座修了者 ⑤日常生活自立支援事業の生活支援員（含OB） ⑥介護・障害福祉サービス職経験者 ⑦当事者・当事者団体（本人、家族を含む） ⑧民生委員	検討中	検討に至っていない	検討中	検討に至っていない
黒潮町	⑧民生委員 ⑨その他（高知県独自の地域福祉拠点であるあったかふれあいセンター）	③認知症サポーター、養成講座修了者	あったかふれあいセンター事業	①候補者に向けた研修や説明会の実施 ②本人との面談の設定及びフォロー ④日常的な相談体制の構築	普段あったかふれあいセンター事業の中で行っていることを権利擁護の視点をもって見てもらうこと	—
大川市	⑥介護・障害福祉サービス職経験者 ⑧民生委員 ⑨その他（社会福祉法人の職員）	①市民後見人（含OB） ②市民後見人養成講座修了者 ③認知症サポーター、養成講座修了者 ④介護サービス相談員 ⑤日常生活自立支援事業の生活支援員（含OB）	・行政手続の支援 ・活用するキャッシュレスカードの使い方相談 ・入院等の説明に同席 など	①候補者に向けた研修や説明会の実施 ②本人との面談の設定及びフォロー ③認定書や身分証明書の発行 ④日常的な相談体制の構築 ⑤定期報告のための様式の簡素化 ⑥サポーター同士の交流会の実施	・本人が表現できなかった意思を表明することができるようになること。 ・本人ひとりでは理解が難しかったことを、わかりやすく伝えたりしてもらえて、本人がちゃんと理解して自分の意思決定ができるようになること。	・写真や絵カード等のツールの活用 ・本人が慣れた環境など意思を表出しやすい環境での面談
古賀市	①市民後見人（含OB） ②市民後見人養成講座修了者 ③認知症サポーター、養成講座修了者 ⑤日常生活自立支援事業の生活支援員（含OB）	④介護サービス相談員 ⑥介護・障害福祉サービス職経験者 ⑧民生委員	対象者への見守り訪問（自宅・施設）	①候補者に向けた研修や説明会の実施 ②本人との面談の設定及びフォロー ③認定書や身分証明書の発行 ④日常的な相談体制の構築 ⑤定期報告のための様式の簡素化 ⑥サポーター同士の交流会の実施	対象者への見守り訪問（自宅・施設）による信頼関係の構築	3か月の試行期間を設けて、モデル事業対象者（モデルケース）の選定を行う。 関係者一同が事前打ち合わせを行い、意思決定サポーターの試用期間を定めて、必要な活動（訪問、アセスメント表の作成、関係機関への報告 など）を実践する。3か月後に評価を行い、取り組みの振り返りを経て、完全実施に移行する。

持続可能な権利擁護支援モデル事業取組・検討状況調査（併：意思決定支援確保策に関する調査） 回答結果（一覧表）【テーマ①実施自治体】

自治体名	事業対象地域	事業参画主体と主な役割	現在の検討課題	現時点での対応策	モデル事業検討・実施の効果
静岡県	現在は過疎地域のみ 今後市町全域を想定	静岡県：事業の実施主体（予算計上、家庭裁判所、国、受託事業者との調整等） （福）静岡県社会福祉協議会：事業の受託事業者 （福）市町社会福祉協議会：企画運営会議委員、作業部会構成員 法テラス、静岡県弁護士会：企画運営会議委員、静岡家庭裁判所とのつなぎ役 リーガルサポート静岡支部：企画運営会議委員 静岡県社会福祉士会ばあとなあ静岡：企画運営会議委員 地域の社会福祉法人：企画運営会議委員、作業部会構成員	・社会資源が限られている過疎地域においては、本人と法人後見実施団体等間で利益相反関係が生じるおそれが高く、受任が進まないおそれがある。 ・事業について期限を3年（予算措置も3年）としたが、実際に効果が現れるのはもっと先になると感じる。持続可能な事業を継続させるためにはもっと長い目でみる必要がある。	・過疎地域の現状（社会資源が限られていることや利益相反関係が生じるおそれがあること等）や対応方針等について、家庭裁判所と情報共有、意見交換を実施。 ・一般財源で予算を措置することが難しいため、地域医療介護総合確保基金に振り変えて予算措置することを検討中。ただし、基金についても見直しを迫られていて予算計上が難しい。	・来年度以降、他の地域への波及を検討していたが、モデル事業実施地区以外の地域の社会福祉法人が、県の取組を知って、いち早く法人後見の立ち上げを行い、県に報告してくれた。 ・モデル事業実施自治体連絡会を通して地域の実情や、権利擁護の課題、金融機関との連携や、キャッシュレス決済の仕組み等の情報提供を受けることができて知見が広がった。
京都府	市町村全域	都道府県：補助金交付、取組促進のために助言、市町村・関係機関（家庭裁判所等）との調整 都道府県社会福祉協議会：市町村社会福祉協議会の後方的支援や専門的助言を実施 市町村社会福祉協議会：法人後見を実施し、本人の日常的な金銭管理や見守り支援を実施	・法人後見の実施に向けた市町村社会福祉協議会の体制構築 ・財政当局との折衝 ・庁内の調整、連携	・法人後見の実施に向けた市町村社会福祉協議会の体制構築 →日常生活自立支援事業との制度の棲み分けをしていく、制度間の連携について検討を促す。 ・財政当局との折衝 →実績を積み重ねていく。 ・庁内の調整、連携 →担当者間の協議を積み重ねていく。	・今まで法人後見を実施できなかった小規模な町村部でも取り組もうとする意欲が出てきたこと ・法人後見の実施に向けた体制整備等に関して家庭裁判所との意見交換、認識のすりあわせを丁寧に進めたこと ・家庭裁判所、府社会福祉協議会、府のそれぞれの立場から法人後見の必要性を改めて理解できて、それらを共有できたこと（3者がうまく連携し合えないとうまくいかないことがよくわかった）
宮崎県	市町村全域	市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等に法人後見への参画を促す。	・中山間地域において法人後見を実施する団体をどこまで見つけることができるか不明。 ・法人後見を実施する団体の適格性をどのように判断するか、基準がない。 ・事業を開始した後の周知、フォローの体制 ・新たに法人後見を開始した団体と、市町村、中核機関との連携強化	・県から県内の専門職の偏在の問題を説明し、全県下でのサービス提供を依頼する。 ・家庭裁判所との情報交換を積極的に行う。 ・市町村、中核機関へ情報提供を行い、周知・フォローの体制を整備する。	新たに法人後見を実施したい法人に対し、フォローを実施することができた。